



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年8月22日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

税務電算システム専用機器等 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikak>

u.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課税務電算係

電話 026 (235) 7086

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年9月2日（金）午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎405会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成28年9月2日（金）午前10時（必着）

イ 場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部税務課税務電算係

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成28年8月29日（月）午前10時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間ににおいて必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
One set of a peripheral for Taxation Computer System
- (2) Lease Duration:
From January 1, 2017 until December 31, 2021
- (3) Delivery places:
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:
Taxation System Section, Taxation Division, General Affairs Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL: +81-26-235-7086 (Contact for inquiries)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 10:30AM, September 2, 2016
Place: Meeting Room #405, Nagano Prefectural Government West Annex
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail
Time: 10:00AM, September 2, 2016
Mailing Address: Taxation System Section, Taxation Division,
General Affairs Department, Nagano Prefectural Government
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

税務課

建設年月	昭和52年4月
構造	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積	330,000m ²
延床面積	2,339.36m ²
主な施設	宿泊棟（定員200名）等（長野県望月少年自然の家管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県望月少年自然の家指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県望月少年自然の家の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県望月少年自然の家の利用に係る料金に関する業務
- (4) 少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった法人等でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課（郵便番号380-8570（長野県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/kanken/shitekanri.html>

公告

長野県望月少年自然の家の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成28年8月22日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県望月少年自然の家

(2) 所在地

長野県佐久市協和3489番67号

(3) 設置目的

少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛錬し、もって少年の健全な育成を図ることを目的としています。

(4) 施設の概要

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 法人税、消費税、地方消費税及び長野県税に係る納税証明書
- カ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成28年9月20日(火)から10月11日(火)正午まで

6 現地説明会の開催

長野県望月少年自然の家の施設について説明するため、次とおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成28年9月14日(水)午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所

長野県望月少年自然の家

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成28年9月7日(水)午後5時までに、募集要項に定める現地説明会参加申込書に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課へ申し込みください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県青年の家・少年自然の家指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課(電話 026(235)7437)に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

文化財・生涯学習課